

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との

友好県省締結協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省は、多年にわたる友好交流の基礎の上に、日中共同声明と日中平和友好条約の原則に基づき、両県省の相互理解と友誼を増進し、繁栄と発展を促進するため、協議の結果、正式に友好県省の締結を決定した。

双方は、経済、貿易、科学技術、文化、体育など各分野の広範な交流を通じて、絶えず両県省の間の友好協力関係を強めることを取り決めた。

双方は、これらの交流活動を通じて、日中両国民の子々孫々にわたる永遠の友好と平和に貢献することを誓うものである。この協定書は、知事と省長が署名した日から効力を生ずる。日本文と中国文は、共に同等の効力を有する。

1984年5月9日

日本国富山県

知事 **中沖豊**

中華人民共和国遼寧省

省長 **金榕仁**

中華人民共和国遼寧省和日本国富山県

結为友好省县协议书

中華人民共和国遼寧省和日本国富山県、在多年友好交往的基础上、根据中日联合声明和中日和平友好条约的原则、为增进两省县的相互了解和友谊、促进两地区的繁荣昌盛、经过协商、决定正式结为友好省县。

双方商定、通过经济、贸易、科学技术、文化、体育等各个领域广泛的交流、不断加强两省县间的友好合作。

双方通过上述的交流活动、誓为中日两国人民世世代代的永远的友好和平做出贡献。

本协议自双方省长和知事签字之日起生效。

中、日文本具有同等效力。

中華人民共和国遼寧省

省長 **金榕仁**

日本国富山県

知事 **中沖豊**

一九八四年五月九日